

1. 位置付けと上位計画・関連計画

(1) 位置付け

本計画の最上位計画である「弘前市総合計画」においては、2040年頃の将来都市像「みんなで創り みんなをつなぐ あずましいりんご色のまち」の実現に向け、重点的に取り組むものを「リーディングプロジェクト」として設定し、展開していくとともに、基本的・総合的な取り組みとして「分野別政策」を位置づけ、計画の基本としています。

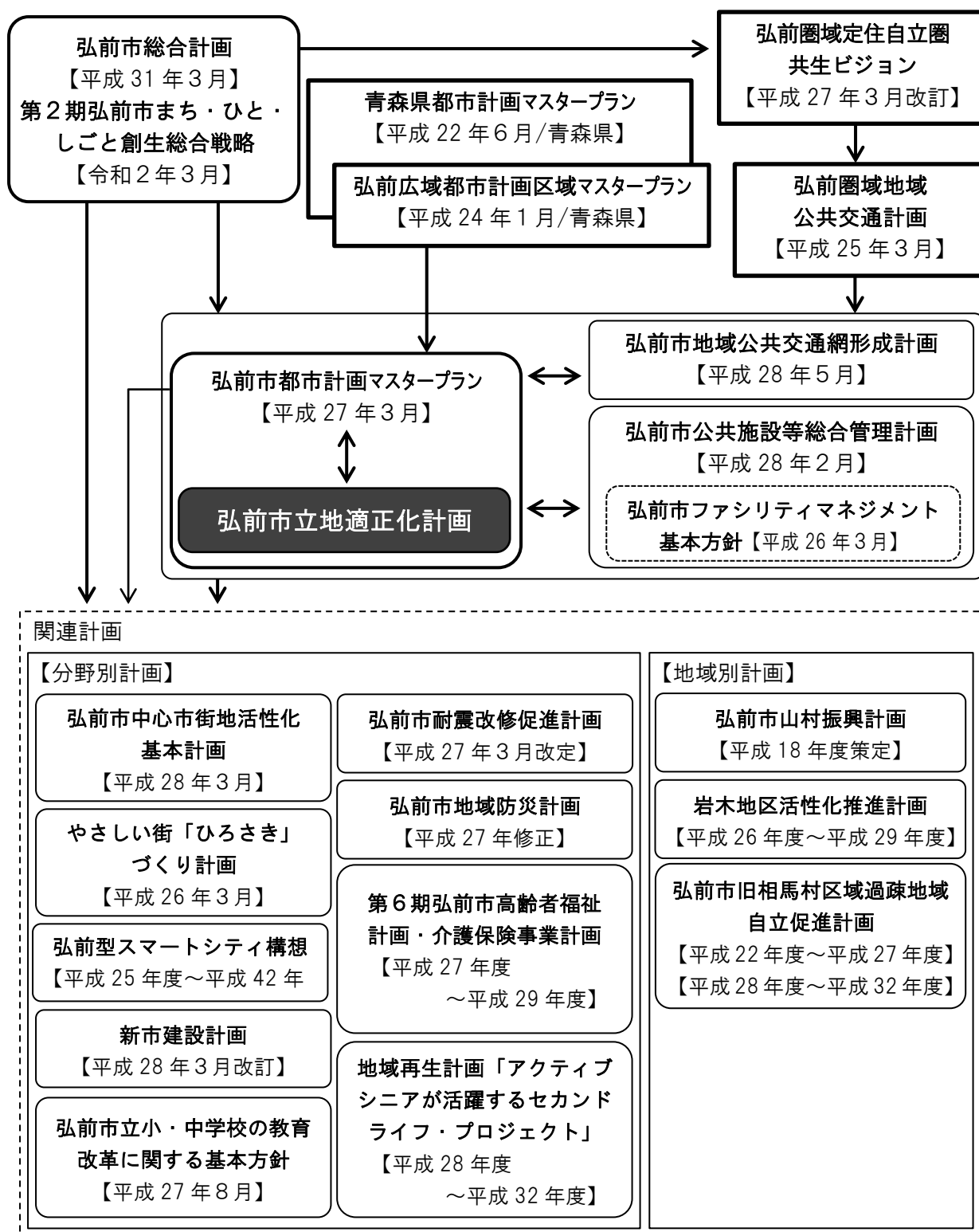
分野別政策「都市基盤」では政策全体の取り組み内容として、人口減少・超高齢社会に対応した持続可能な都市を構築し、地域経済を支える道路ネットワークの整備や安全・安心で快適な市民生活を実現するため、生活道路等の適切な維持管理と上下水道の整備を進め、住みよい環境と賑わいのあるまちの形成を図ることとしています。

都市計画の分野においては、弘前市都市計画マスタープランの上位計画として「青森県都市計画マスタープラン」があり、高次な都市機能の集積とともに歩いて暮らせるまちづくりを進めることを目標とする都市像を掲げています。また、「弘前広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（弘前広域都市計画区域マスタープラン）」では、都市づくりの基本理念として、「中南圏域の中心都市として位置づけられる弘前市を中心に、各都市が相互に連携を深めながら、コンパクトで魅力ある都市づくりをめざす」としています。

「弘前市都市計画マスタープラン」は、「暮らしを楽しめるまち」を目指す都市の姿とし、将来の都市構造「コンパクトな市街地・集落地を維持し、各地域の拠点に機能を集約する移動しやすい都市構造」を目指して、エリア毎の暮らしのビジョンの実現に向けて取り組んでいくこととしています。

以上の上位計画を踏まえるとともに、市の関連計画である「弘前型スマートシティ構想」や「弘前市地域防災計画」、「弘前市公共施設等総合管理計画」等との整合を図り、「弘前市都市計画マスタープラン」における都市全体の暮らしを楽しむための方針「方針1 中心都市として都市機能を集積させる」、「方針2 気持ちよく移動できる環境をつくる」、及び「まちなかの暮らしのビジョン」と「郊外の暮らしのビジョン」を実現するための方針に関する高度化版として本計画を位置付けます。

図表 1-1 上位計画・関連計画体系図 年号・レイアウト変更



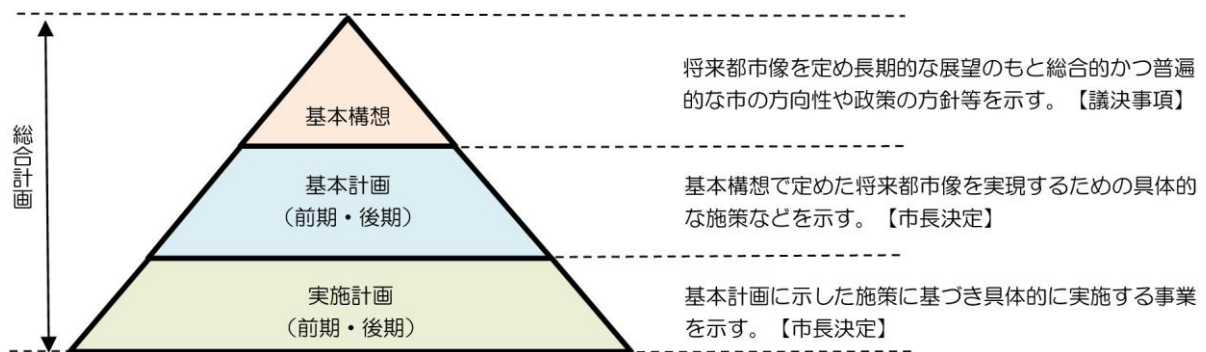
(2) 弘前市総合計画

(平成 31 年 3 月策定／弘前市)

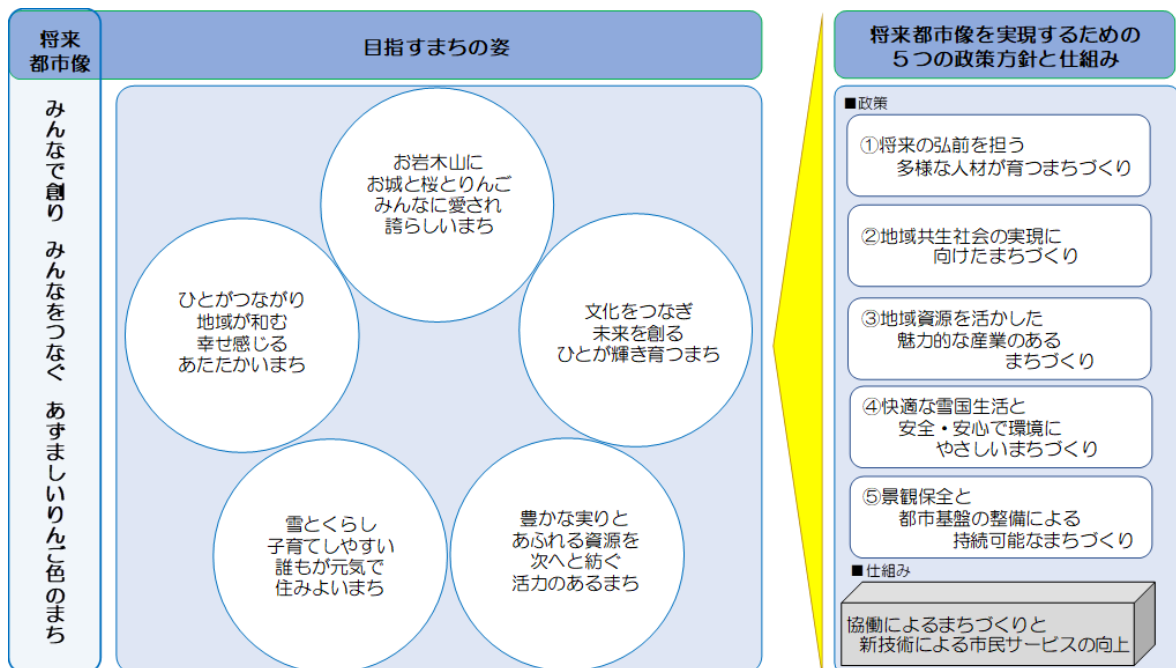
弘前市総合計画は、地域づくりの最上位計画としてまちづくりの方向性を明らかにするもので、行政運営の最も基本となる計画です。

人口減少や少子高齢化の進行に伴う様々な課題をはじめ、今後も、複雑・多様化する地域課題に迅速かつ効果的に対応し、歴史、文化資源や豊かな自然環境に恵まれた、この住みよい「あずましい ふるさと」弘前市を次世代に引き継ぐため、市民との協働のもと持続可能なまちづくりを着実に進め、市民の幸せな暮らしの実現を目指します。

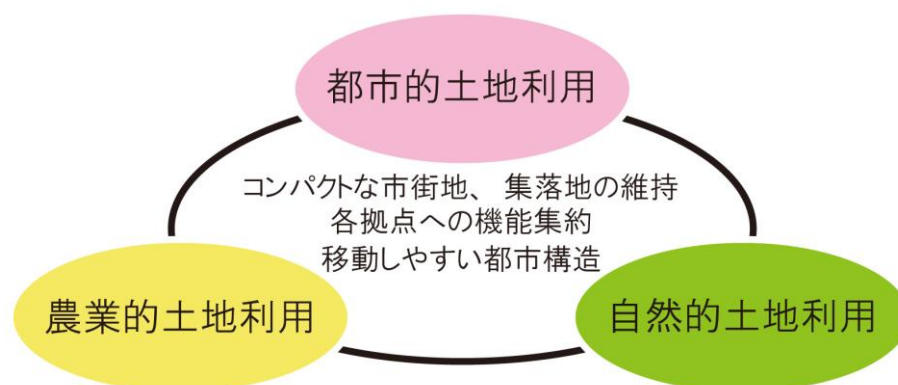
図表 1-2 計画構成のイメージ図



図表 1-3 将来都市像の実現に向けたイメージ



図表 1-4 土地利用の基本方針



(3) 青森県都市計画マスタープラン（平成 22 年（2010）6 月／青森県）

青森県都市計画マスタープランにおいて、都市づくりの基本理念を「生活創造社会の実現に向けた持続可能な都市」とし、これを実現するために「コンパクトな都市づくり」と「優良な農地や身近な自然・緑地の保全」の観点による「都市全体のマネジメント」を推進していくこととしています。また、都市の規模別に目標とする都市像を示しており、大規模都市（人口 10 万人以上の都市）の市街地（市街化区域）においては、高次の都市機能の集積とともに歩いて暮らせるまちづくりを進めることを掲げています。中心市街地におけるまちなか居住の推進、公共交通の充実、自転車を利用しやすい環境整備などにより、環境負荷の小さい効率的で利便性の高いコンパクトな市街地の形成を目指すこととしています。

■大規模都市（人口 10 万人以上の都市）

- ①高次の都市機能の集積
- ②歩いて暮らせるまちづくりの推進
- ③まちなか居住の推進
- ④環境負荷の小さいコンパクトなまちづくり
- ⑤優良な農地や良好な自然環境の維持
- ⑥広域とのネットワークの確保
- ⑦公共交通の充実など人に優しいまちづくり
- ⑧交通需要マネジメントの推進

(4) 弘前広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

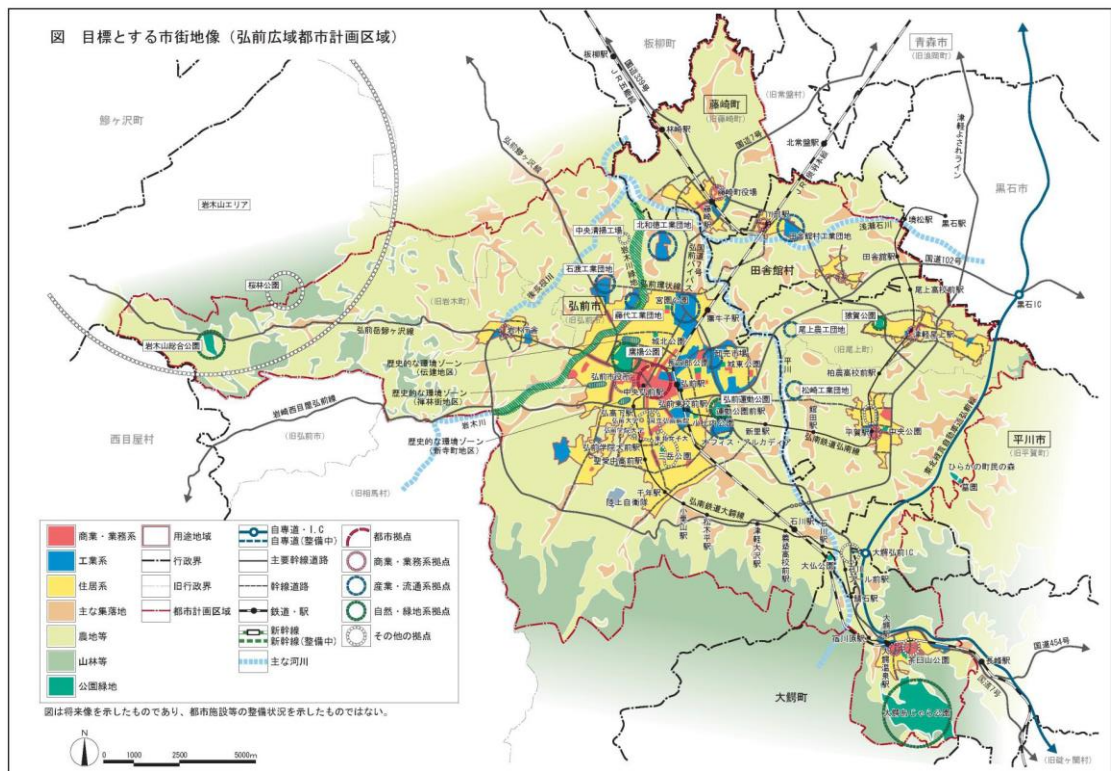
(弘前広域都市計画区域マスタープラン)(平成24年(2012)1月/青森県)

弘前広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(弘前広域都市計画区域マスタープラン)において、地域ごとの市街地像は現在の市街地を基本として、コンパクトで効率的な市街地の維持・形成を行うこととしています。また、市街地像としては、「自然と共に生きる豊かな産業・文化都市」としています。これまでの都市機能の集積や歴史的な環境をいかして、本区域の中心都市として個性と魅力のある中心市街地の再生を進めていくこととしています。

■都市づくりの基本理念

中南圏域の中心都市として位置づけられる弘前市を中心に、各都市が相互に連携を深めながら、コンパクトで魅力ある都市づくりをめざす。

図表 1-5 目標とする市街地像(弘前広域都市計画区域)図



(5) 弘前市都市計画マスタープラン（平成 27 年（2015）3 月／弘前市）

弘前市都市計画マスタープランでは、目指す都市の姿として「暮らしを楽しめるまち」を掲げ、「コンパクトな市街地・集落地を維持し、各地域の拠点に機能を集約する移動しやすい都市構造」を将来の都市構造としていくこととしています。

また、中心都市として都市機能を集積させるとともに、気持ちよく移動できる環境をつくること等を都市全体の暮らしを楽しむための方針とし、「まちなか」は「歩いて暮らせる範囲に機能が集約された快適なまち」、「郊外」は「生活拠点周辺で歩いて暮らせる、まちなかと公共交通で連動したまち」、「田園」は「豊かな田園生活環境と生産環境を創造するコンパクトな集落」を目指すこととしています。

■弘前市の目指す都市の姿

『暮らしを楽しめるまち』

- ・都市機能が集積したコンパクトなまち
- ・集落拠点と市街地が公共交通で連動したまち
- ・自然と共に生き、安心して快適な生活を送ることができるまち
- ・歴史・文化、個性が光るまち

■将来の都市構造とその考え方

『コンパクトな市街地・集落地を維持し、各地域の拠点に機能を集約する移動しやすい都市構造』

- ①市域をエリア特性の異なる「まちなか」、「郊外」、「田園」に区分します。
- ②「まちなか」は本市全体の「拠点」とし、「まちなか」に集中する都市機能が周辺に拡散することを防ぎます。
- ③「郊外」と「田園」の各地域に「拠点」を位置づけ、必要な生活サービス・交流機能を誘導、コンパクトに集約します。
- ④「まちなか」では弘前駅周辺と土手町を核としてこれらをつなぎ、まちなか居住を誘導するなど、まちづくりを面的に展開します。
- ⑤「まちなか」と「郊外」からなる市街地の規模は現状から拡大せず、自転車でも移動が可能なコンパクトな市街地の良さを維持します。
- ⑥「田園」の自然環境を保全し、各地域（集落）から「まちなか」への公共交通のアクセスを確保します。
- ⑦「まちなか」と周辺都市を結ぶ公共交通も強化し、周辺都市の人たちがさらに弘前を利用しやすくなるようにします。
- ⑧「まちなか」、「郊外」の歴史資源、観光資源、高次都市機能を連携する道路交通ネットワークを再編します。

図表 1-6 将来都市構造のイメージ図

コンパクトな市街地・集落地を維持し、
各地域の拠点に機能を集約する移動しやすい都市構造

[イメージ図]



■都市全体の暮らしを楽しむための方針

□都市機能の集積

方針 1：中心都市として都市機能を集積させる

- ① まちなかにおける新たな魅力や都市機能の導入
- ② 医療福祉、教育文化施設を生かしたまちづくり
- ③ 産業や流通の振興に寄与するまちづくり

□交通機能の強化

方針 2：気持ちよく移動できる環境をつくる

- ① 骨格となる道路ネットワークの整備
- ② 地域特性に合わせた誰もが公共交通で移動できる環境づくり
- ③ 弘前駅及び弘南鉄道大鰐線中央弘前駅の整備
- ④ 自転車まちづくりの推進
- ⑤ 安全で快適な歩行者空間の整備

□自然との共生

方針 3：自然と折り合いながら四季の生活を楽しめるようにする

- ① 自然環境の保全・活用
- ② 身近な緑地空間の整備・充実
- ③ 弘前市雪対策総合プランに基づく雪対策の推進
- ④ 自然災害に強く安全・安心なまちづくり

□歴史・文化

方針 4：弘前の歴史・文化、個性を光らせるまちをつくる

- ① 旧城下町等における歴史を感じさせる街並みの向上
- ② 歴史・文化資源を相互につなぐ回遊ネットワークの形成
- ③ 弘前市内の観光を促す基盤づくり

■エリア毎の暮らしのビジョンを実現するための方針

□「まちなか」の暮らしのビジョン

歩いて暮らせる範囲に機能が集約された快適なまち

- ①まちなかにふさわしい多様な住宅の供給・誘導
- ②まちなかの地域の魅力向上と市民活動活性化の土壌づくり
- ③幅広い世代に対応する生活サービス機能の導入
- ④空き家の利活用、老朽住宅の更新による市街地環境整備
- ⑤まちなかの回遊を円滑にする公共交通環境の整備

□「郊外」の暮らしのビジョン

生活拠点周辺で歩いて暮らせる、まちなかと公共交通で連動したまち

- ①郊外の生活を支え、活動の拠点となる場づくり
- ②良好な住環境の保全と創出
- ③雪に強い次世代型の住宅地の整備
- ④空き家の利活用方法の検討・推進
- ⑤骨格となる道路ネットワークと移動しやすい公共交通の整備

□「田園」の暮らしのビジョン

豊かな田園生活環境と生産環境を創造するコンパクトな集落

- ①田園地域の豊かな自然環境と風景の保全・整備
- ②地域の拠点づくりと地域主体の集落環境の整備
- ③田園地域の観光・交流拠点の整備
- ④田園地域に合った持続可能な公共交通の確保

(6) 弘前市地域公共交通網形成計画（平成28年（2016）5月／弘前市）

人口減少や超高齢化社会の到来を見据え、コンパクトな市街地を形成している弘前市の魅力と価値を高め、市民が質の高い充実した生活をおくれるよう、鉄道や路線バス、乗合タクシー等が一層一体的かつ持続的に機能する公共交通網を形成するよう、地域公共交通網形成の方針や目標、まちづくりや市民・交通事業者等との連携を含む取組みを定めています。

■地域公共交通網形成の基本理念

『まちを育み、暮らしと共にあり続ける公共交通網の形成』

■基本方針

- ①弘前中心部の交通軸の強化・形成
- ②弘前市中心部との便利な連絡の確保
- ③田園と地域拠点・鉄道駅との連絡の確保
- ④弘前都市圏の連携を支える交通軸の確保
- ⑤公共交通利用が自然となる環境の創出
- ⑥市民の積極的な関わりの推進

■施策の柱

- ①都市の施設や機能の配置・構成を踏まえた公共交通網の再編
 - ・JR 線、弘南鉄道、路線バスを相互に活用する路線網の構築
 - ・目的や需要にあった移動手段の導入
- ②公共交通網の再編に応じた交通手段間の連絡・連携機能の向上
- ③公共交通利用の利便性・快適性・優位性の向上
- ④公共交通と関わる意識・機会・仕組みの創出

図表 1-7 弘前市地域公共交通網の再編イメージ



（７）弘前市公共施設等総合管理計画（平成 28 年（2016）2 月／弘前市）

公共施設の老朽化や人口構造の変化等により厳しさが増す財政状況の中、インフラ・プラント系施設を含む公共施設全体を適切な維持管理のもと、長期的な視点で有効に活用しながら、市民サービスの維持・向上を図るための考え方や方策を定めています。

■施設管理の基本方針

『市民に愛され親しまれる公共施設を次世代に継ぐために』

当市の公共施設を取り巻く各課題に対応するため、これからは市民の財産である公共施設を適切な維持管理のもと、長期的な視点で有効活用しながら、市民サービスの維持・向上を図り、愛され親しまれる公共施設として次世代に継ぐためにアセットマネジメント及びファシリティマネジメントを進めます。

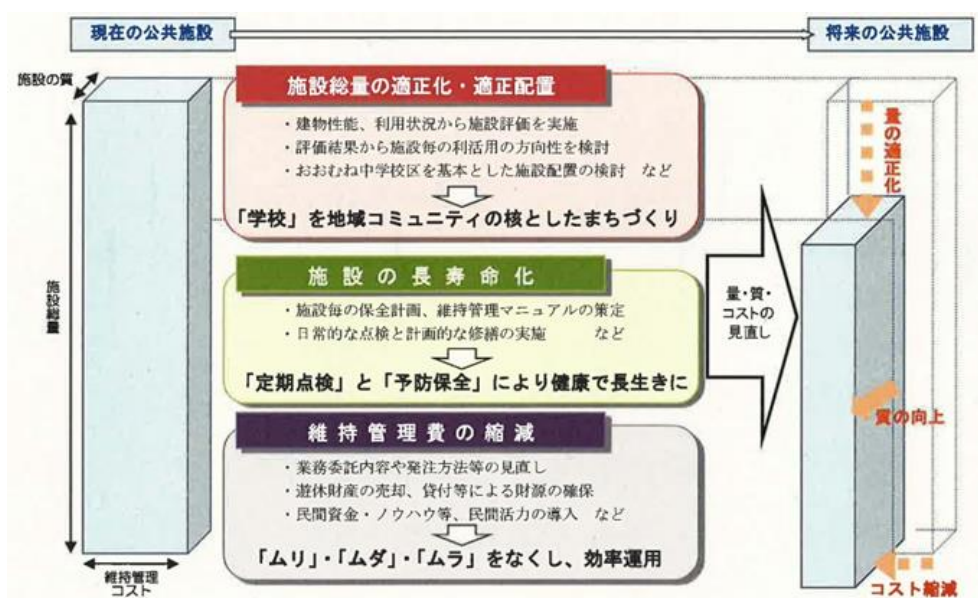
■インフラ・プラント系施設 基本方針

- 定期的な点検に基づく補修を行い、施設の長寿命化を目指します。
- 計画的な更新や補修により、維持管理費の縮減・平準化を進めます。
- 施設の更新時には、将来の人口動向や都市構造を見据え、統廃合や規模の適正化を検討します。

■公共建築物 基本方針

- 施設が提供するサービスについて、将来を見据えたサービスの方向性の検討を行い、施設総量の適正化・適正配置を進めます。
- 既存施設を有効活用し、施設の複合化や多目的化を進めます。
- 定期的な点検と計画保全により、施設の長寿命化を目指します。
- 施設の維持管理業務の効率化を進め、維持管理費を縮減します。
- 民間ノウハウを積極的に導入し、遊休施設の有効活用を進めます。

図表 1-8 公共建築物の施設管理の考え方（イメージ）



※インフラ・プラント系施設…道路、橋りょう、上下水道、公園などのこと。

（８）弘前型スマートシティ構想（平成 25 年（2013） 3 月／弘前市）

東日本大震災での経験から、エネルギーの自給率向上や効率的な利用の重要性が強く認識され、「災害に強く、市民が暮らしやすい魅力ある低炭素・循環型のまち」を実現するため、「弘前型スマートシティ構想」を策定し、「豊かな資源を活用した世界一快適な雪国 弘前」を基本方針に掲げ、積雪寒冷地における「安心して快適な生活をおくることができるまち」への取り組みを進めていくこととしています。

■基本方針

豊かな資源を活用した世界一快適な雪国 弘前

～次の世代を担う子供たちが安心して活躍していけるまちをめざして～

■基本方針の 5 つの基本的な考え方

方針① 雪との共生

方針② 地域資源の活用

方針③ エネルギーの自律

方針④ 市民生活の向上

方針⑤ 地元産業との共栄

（９）弘前市地域防災計画

（平成 26 年（2014） 6 月、平成 27 年（2015） 2 月修正／弘前市防災会議）

「弘前市地域防災計画」は、「青森県地域防災計画」と連携した地域計画として位置づけられ、災害予防、災害応急対策、災害復旧対策における体制の確立や防災関係機関による総合的かつ計画的な対策の整備推進を図っています。

また、岩木川、平川、後長根川、腰巻川において、国土交通省及び青森県が作成した「浸水想定区域図」をもとに、想定される浸水の深さや範囲、避難場所などが示された「弘前市洪水ハザードマップ」や青森県土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された地域を対象とした「土砂災害ハザードマップ」により、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するため危険性があるエリアが示されています。